

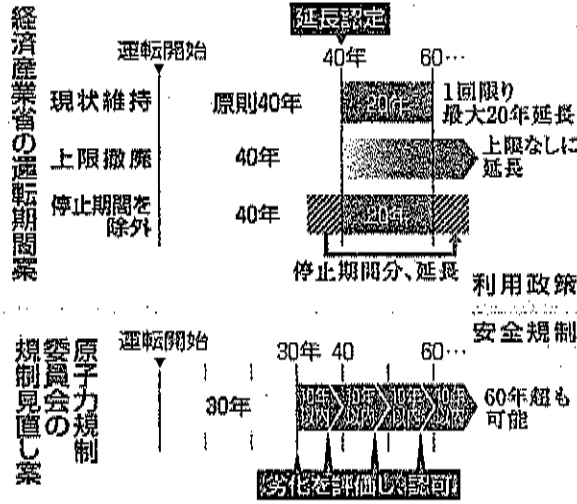
60年超稼働

原発運転期間「停止中は除外」

経済産業省は八日、総合資源エネルギー調査会の原子力小委員会を開き、原発の運転期間について、再稼働に向けた審査への対応で停止した期間を年数から除外する案と、上限を撤廃する案を提示した。東京電力福島第一原発事故後に導入された現在の規定は「原則四十年、最長六十年」となっている。変更案では、実質的に六十年を超えた運転が可能となり、政府が掲げてきた「原発への依存度低減」は後退する。

上限の撤廃や現状維持案も

経産省小委



経産省は、ロシアのウランライナ侵攻による資源価格の高騰を受け、原発の最大限活用を表明した岸田文雄首相の方針を踏まえて法整備を検討。小委では、現状の年数規定を維持する案も

杉本達治知事は八日、経済産業省の総合資源エネルギー調査会原子力小委員会に出席し、原発の運転期間について「古い炉をいつまでも動かすのは誰しも漠然と不安を持つ。住民の安全安心を最優先に、国が運転期間に責任を持つ形にする必要がある」と述べた。経産省から示された三案について、原発立地県としてこれを希望するかなど、具体的な言及は避けた。

原子力規制委員会が、運転開始二十年後から最長十年おきに劣化を評価し、認可する方針を示したことは、「地元の安全安心に資するもの」と評価。「既設炉の議論ばかりでなく、安全面を確保した上で新しい炉をつくれるような枠組みがないければ投資が行われない状況になりかねない」と語り、原発の新増設検討の必要性を訴えた。

「除外案」導入なら
県内3原発は
10〜12年延長

一方、経産省が示した三案のうち、停止した期間を年数から除外する案は、この日初めて出てきたものだった。県内では関西電力美浜原発3号機（美浜町）、高浜原発1、2号機（高浜町）の三基が、規制案から四十年超運転の認可を受け、仮に運転期間の上限を六十年としつつ停止期間を除外する案が導入された場合、三つの原発の運転期間は少なくとも十一、十二年延びる。

現在の運転期限は美浜3号機が二〇二六年十一月、高浜1号機が三四年十一月、高浜2号機は三五年十一月。

いずれも東京電力福島第一原発事故を受けて稼働できなくなった。美浜3号機は新規規制案に基づき再稼働するまで停止期間は十年一月余りだった。二三年に再稼働を予定している高浜1、2号機は十一、十二年に及ぶ。この停止期間が除外されると、三基はいずれも四七年まで運転延長できることになる。

(佐久間博康)

杉本知事「国が責任を」 3案への言及は避ける

断する原子力規制委員会の審査中も停止している。審査は自然災害対策を巡って長期化し、9年を超えるものもある。現在の法律では運転期間は原則40年で1回に限り20年の延長が可能で、停止期間は運転期間に含まれている。

小委で年内に結論を出した上で、現在の年数規定を原子力炉等規制法から削除し、電気事業法などで定め直す見通し。原子力規制委員会は、経産省とは別に、安全確保の規制を整備する。

経産省は運転開始四十年で、安定供給や脱炭素、安全確保の体制を国が確認して延長を認定すると説明。除外案では、現行制度が認め

める二十年に加え、停止期間に応じた延長が可能になるとした。除外対象は「事業者が予見しがたい、他律的な要素による停止」とし、審査のほか、裁判所の仮処分命令による停止も例示した。上限撤廃案は、四十年以降の延長を制限しない。

再稼働に向けた規制案の審査が長期化し、稼働可能な期間は短くなっている。停止中は原子炉の劣化が進まないとして、電力業界は六十年を超えた運転を認めるよう求めていた。